

## 安全保障理事会議長声明

「武力紛争下の文民の保護」と名付けられた議題に関する安保理の審議に関連して、2015年11月25日に開催された、安全保障理事会第7568回会合において、安全保障理事会議長は、安保理を代表して以下の声明を發した。

安全保障理事会は、武力紛争下の文民の保護に関する安保理の公約を、そして1265(1999)、1296(2000)、1674(2006)、1738(2006)、1894(2009)および2222(2015)を含む全ての安保理の従前の関連諸決議、並びに女性、平和および安全、子どもと武力紛争そして平和維持活動に関する安保理の諸決議の全て並びに安保理議長の全ての関連諸声明の継続したそして完全な実施に対する安保理の公約を再確認する。

安全保障理事会は、文民が武力紛争の状況における犠牲者の圧倒的多数の割合を占め続けていることそして紛争が、文民に与え続けている、強制移送を含む様々な短期および長期の影響並びに文民の財産や生活に対する損害や破壊に安保理の憤りを表明する。

安全保障理事会は、武力紛争の全ての当事者により犯された国際人道法の違反、並びに適用可能な場合には、国際人権法の違反と侵害についての安保理の強い非難を再確認し、そして全ての当事者に対し、自らの法的義務を遵守することを求める。安全保障理事会は、国際人道法および国際人権法の遵守を確実にすること、違反や侵害に対する刑事責任の免除を終わらせること、そして説明責任を確実にすることの重要性を想起する。

安全保障理事会は、その議題の中心的問題の一つとして文民の保護を安保理が付け加える重要性を強調し、そして国を特定した審議においてまたテーマ別の議題としての両方で、定期的にこの問題に対処することを続ける安保理の意図を表明する。

安全保障理事会は、文民を保護するための、そして主要な保護問題の改善された分析と診断のための基礎を提供する実用的な道具としての、本声明の添付文書に含まれた、武力紛争下の文民の保護に関連する問題の審議のための更新された覚書\*の貢献を認識し、そしてより組織的にまた常にその使用を続ける必要性を強調する。

---

\* 最初の覚書は、2002年3月15日にS/PRST/2002/6の中で採択された。

安全保障理事会は、2015年6月18日の武力紛争下の文民の保護に関する事務総長報告書およびその中に含まれた勧告に感謝しつつ留意し、そして武力紛争下の文民の保護について組織的な監視と報告の必要性、および課題とこれに関連して為された進展をくり返し表明する。安全保障理事会は、事務総長に対し、2016年5月15日までに武力紛争下の文民の保護に関する次の報告書を提出することそしてその後12か月毎に、同じ総会会期内に毎年安全保障理事会による公式に審議されることになる、報告書を提出することを要請する。